

## 疑問点1.txt

裁判外紛争解決手続(ADR)業務を土地家屋調査士会が行うことの疑問点について(その1)

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の第5条の法務大臣の認証と土地家屋調査士法第3条第1項第7号に記載がある法務大臣の指定とは、法律も違い、また裁判外紛争解決手続(ADR)業務をおこなう認定要件に土地家屋調査士の資格が必要であるとの規定も存在しません。

また土地家屋調査士の業務であるとの規定も存在しません。なぜ土地家屋調査士の業務でないのに、法務大臣の認証を受けた1府6県の土地家屋調査士会はその業務(裁判外紛争解決手続(ADR)業務)を行っているのでしょうか不思議でなりません。

土地家屋調査士法(第47条)に設立及び目的の規定が定められているのに法務大臣の認証を受けた1府6県の土地家屋調査士会はその業務(裁判外紛争解決手続(ADR)業務)をおこなっているのでしょうか?。このことも不思議でなりません。

土地家屋調査士が土地家屋調査士業務で無い業務を行うときに土地家屋調査士の資格者の名称を使用するのか不思議でなりません。

土地家屋調査士法(第2条)には品位の規定も記載されているのに土地家屋調査士の業務外の行為を行うのにどうして土地家屋調査士の資格者の表示をするのか理解が出来ません。

土地家屋調査士法第3条1項第7号に規定があるように、法務大臣の指定を受けたものを行う、「筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続」を認定土地家屋調査士が弁護士と協同受任で代理して行うことが、認定土地家屋調査士の業務であります。

一般の土地家屋調査士(法務大臣から認定を受けていない土地家屋調査士)は「筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続」を行うことは出来ません。

以上のような疑問点があり、現在の法律上では土地家屋調査士法上の強制規定で設立された土地家屋調査士会が、法律が違う(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)ことを行うことは疑問でなりません。

次ページ(その2)へ続く

## 疑問点2.txt

裁判外紛争解決手続(ADR)業務を土地家屋調査士会が行うことの疑問点について(その2)

土地家屋調査士は筆界(公法上の境界)を取り扱う専門の資格者であります。また筆界とは土地家屋調査士法第25条に規定があります。

土地家屋調査士がその土地家屋調査士の業務として筆界(公法上の境界)以外の境界(所有権界・占有界など)を業務として取り扱うことが出来るとの規定は存在しません。

現在、全国の37会の土地家屋調査士会は土地家屋調査士法第3条第1項第7号に記載がある法務大臣の指定を受けているにも拘わらず、ほとんど一般の国民に対してその公開をしておりません。

一般の国民はそのことを知らないため、土地家屋調査士法第3条第1項第7号に記載がある法務大臣の指定を受けた土地家屋調査士会へ、「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続」の業務を依頼できることを知りません。

なぜ法務大臣より指定を受けた土地家屋調査士会は国民に対して、指定を受けたことを公開しないのか不思議でなりません。

土地家屋調査士法上、土地家屋調査士会が報酬を受けてその業務をする規定が存在しないために無報酬ではその業務を受託したくないため、法務大臣の指定を受けたことを公開しないのでしょうか。このことも不思議でなりません。

土地家屋調査士法まで改正して、認定土地家屋調査士の規定(土地家屋調査士法第3条第2項・3項・4項・5項)を設けたのに、指定を受けた土地家屋調査士会が、大臣より指定を受けた業務を受託しないため、認定土地家屋調査士は弁護士との共同受任により代理してその業務をすることが出来ません。

現在、認定土地家屋調査士はその資格を有しているにも拘わらず、法務大臣の指定を受けた土地家屋調査士会がその業務(土地家屋調査士法第3条第1項第7号に記載)を国民から受託しないため、事実上その業務を受託することが出来ません。

何のため時間と費用をかけて認定土地家屋調査士の資格を取ったのか、資格をとった意味がわかりません。なぜ法務大臣より指定を受けた全国37会の土地家屋調査士会はその業務を受託し認定土地家屋調査士に代理(弁護士と共同受任)をさせないのでしょうか。これも非常に不思議なことであります。

現在、全国の7会の土地家屋調査士会は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の第5条の法務大臣の認証を受け、土地家屋調査士の業務でないのにその業務(裁判外紛争解決手続(ADR)業務)を行っているのでしょうか。不思議でなりません。この業務は報酬を受けて業務する規定があるため、こちらの業務はなされるのでしょうか。全く理解することが出来ません。

以上のような疑問点があり、現在の法律上では土地家屋調査士法上の強制規定で設立された土地家屋調査士会が、土地家屋調査士法上の業務はしないで法律が違う(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)ことを行うことは疑問でなりません。

次ページ(その3)へ続く

## 疑問点3.txt

裁判外紛争解決手続(ADR)業務を土地家屋調査士会が行うことの疑問点について(その3)

土地家屋調査士法第3条第1項第7号に記載がある法務大臣の指定を受けている全国の37会の土地家屋調査士会は、ほとんど一般の国民に対してその指定を受けたことを公開をしないうえに法務大臣から指定を受けた「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続」の業務をしていないものと思われま

す。なぜ法務大臣より指定を受けた土地家屋調査士会は国民に対して、指定を受けたことを公開しないのか不思議でなりません。

日本弁護士連合会はその土地家屋調査士会が法務大臣から指定を受けた業務に協力せずに、法律が違

う土地家屋調査士の業務として規定が無い「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の第5条の法務大臣の認証業務については協力されるのか?。不思議でなりません。

なぜ土地家屋調査士会及び日本弁護士連合会は、土地家屋調査士法第3条第2項・3項・4項・5項に規定がある認定土地家屋調査士にはその業務をさせないようにしているのでしょうか?。不思議でなりません。

「法務大臣の指定」と「法務大臣の認証」とは法律が違うことを理解出来ないのでしょうか?。不思議でなりません。

土地家屋調査士会も日本弁護士連合会も報酬を受けてその業務をする規定が存在しない業務は受託したくないため「法務大臣の指定」の業務はしないで報酬がとれる「法務大臣の認証」の業務には協力されるのでしょうか?。このことも不思議でなりません。

以上ような疑問点があり、現在の法律上では土地家屋調査士法上の強制規定で設立された土地家屋調査士会が、土地家屋調査士法上の業務はしないで法律が違

次ページ(その4)へ続く

## 疑問点4.txt

裁判外紛争解決手続(ADR)業務を土地家屋調査士会が行うことの疑問点について(その4)

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の第5条の法務大臣の認証業務については認証を受けたもの者であれば、民間紛争解決手続」の業務をして何ら問題が無いものと思われませんが、

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続」の業務であれば、土地家屋調査士法第3条第1項第7号に記載があるとおり「法務大臣の指定を受けたものが行うもの」と、土地家屋調査士法第3条第1項第7号に記載があります。

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の第5条の法務大臣の認証を受けたもの者であってもその業務はすることが出来ません。と解釈すべきではなかろうかと思えますが、なぜ「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に定める業務として行っているのか不思議でたまりません。

やはり報酬のことが原因でしょうか？。理解に苦しみます。

なぜ「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」により法務大臣の認証を受けた1府6県の土地家屋調査士会はその業務(裁判外紛争解決手続(ADR)業務)を「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続」の原因に起因する業務であれば、土地家屋調査士法第3条第1項第7号に記載があるとおり「法務大臣の指定を受けたもの」の業務として取り扱いし、認定土地家屋調査士が弁護士と共同受任で代理して行うことが、土地家屋調査士法に規定されているのにその業務をさせないでしょうか？。非常に不思議なことです。

土地家屋調査士会は土地家屋調査士法を遵守すべきと思いますが、法律が違ふ「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の第5条の法務大臣の認証業務として行うほうが報酬を得てその業務が出来るためでしょうか？。このことも不思議でなりません。

以上のような疑問点があり、現在の法律上では土地家屋調査士法上の強制規定で設立された土地家屋調査士会が、土地家屋調査士法上の業務はしないで法律が違ふ(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)ことを行うことは疑問でなりません。